

第2期新しいばらき障害者プランの改定(中間見直し)概要

資料3

基本理念と3つの視点

本計画は、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害者が一般社会の中で普通の生活を送ることができる「ノーマライゼーション」とあらゆる分野に参加する機会が確保される「完全参加」を基本理念とし、県民すべてが相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指す。

【基本理念】 「ノーマライゼーション」と「完全参加」

視点Ⅰ：ひとりひとりが尊重される社会をめざして

視点Ⅱ：質の高い保健・医療・福祉の充実をめざして

視点Ⅲ：快適に暮らせる社会をめざして

施策の展開 (下線が改定箇所)

I ひとりひとりが尊重される社会をめざして

- 1 思いやりと助け合いの心づくり
(1) 啓発・広報活動の推進
(2) 福祉教育・ボランティア活動の推進
- 2 権利擁護の推進
(1) 権利擁護の取り組みの充実
- 3 地域生活への移行の促進
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
(2) 地域包括ケアシステムにおける精神障害者への支援の充実
(3) 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備
- 4 教育・育成の充実
(1) 障害児への支援
(2) 学校教育の充実
(3) 生涯学習の推進
- 5 就労機会の拡大
(1) 一般就労の促進
(2) 福祉的就労の促進
- 6 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実
(1) 文化芸術活動の充実
(2) スポーツ・レクリエーション活動の充実
(3) 国際交流の促進

II 質の高い保健・医療・福祉の充実をめざして

- 1 保健・医療の充実
(1) 保健サービスの充実
(2) 早期発見・早期療育の充実
(3) 医療の充実
- 2 福祉の充実
(1) 生活の支援と安定
(2) 専門性の高い福祉サービスの充実
(3) サービス提供体制の充実
(4) 施設におけるサービスの充実
(5) 相談支援体制の充実
(6) 情報バリアフリーの推進
- 3 障害児支援の提供体制の整備
(1) 地域支援体制の構築
(2) 医療的ニーズへの対応
- 4 人材の確保・育成
(1) 人材の確保・育成の推進
- 5 地域共生社会の実現に向けた取組
(1) 保健・医療・福祉・保育・教育・労働の連携による施策の推進

III 快適に暮らせる社会をめざして

- 1 人にやさしいまちづくり
(1) ユニバーサルデザインの推進
(2) 居住環境整備の推進
(3) 生活環境整備の促進
- 2 外出支援の充実
(1) 移動手段の確保
(2) 移動支援の充実
- 3 安全・安心な暮らしの確保
(1) 防災対策の充実
(2) 消費者被害の防止と防犯意識の高揚
(3) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底
- 4 行政サービス等における配慮
(1) 行政機関の配慮
(2) 選挙における配慮

成果目標の設定(下線が改定箇所)

障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策の柱となる事業に「成果目標」を設定し進行管理を行う。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設入所者の地域生活への移行 ・福祉施設入所者（定員）の削減 ・<u>精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数</u> ・精神病床における1年以上長期入院患者数 ・精神病床における早期退院率 ・<u>地域生活支援拠点等の確保及び運用状況の検証</u> ・福祉施設から一般就労への移行 ・<u>就労定着支援事業の利用者数及び定着率</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置 ・<u>難聴児支援の体制確保</u> ・保育所等訪問支援の利用体制の構築 ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後デイサービスの確保 ・<u>県、市町村における関係機関の協議の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置</u> ・<u>障害福祉サービスの質を向上するための体制構築</u> |
|--|---|

<主な実績及び成果目標>

内容		数値目標 (R元)	実績 (R元)	進捗
施設入所者の地域生活移行数		1,348人	1,197人	▲ 151人
施設入所者(定員)の削減		50人減	98人増	▲ 148人
精神障害者の 退院率の上昇	入院後3カ月	63.0%	66.3%	+3.3%
	入院後1年	90.2%	87.4%	▲2.8%
精神障害者の1年以上の 長期入院患者数の削減		3,445人	3,758人	▲ 313人
福祉施設から一般就労への移行者数		652人	623人	▲ 29人

※精神障害者の退院率は、H30時点の進捗状況を掲載

【目標設定の観点】

○プランの前期達成状況

○国の基本指針

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化
- 7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

R 3	R 4	R 5
1,313人	1,371人	1,429人
32人減	48人減	63人減
67.8%	68.4%	69.0%
90.1%	91.0%	92.0%
3,005人	2,832人	2,658人
707人	749人	791人